

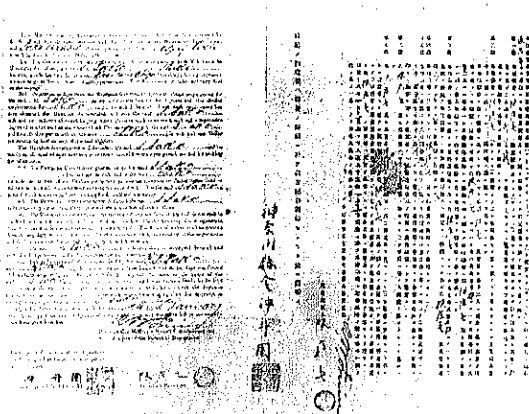
II 期 海外出稼ぎのはじまり

出稼ぎ延長と高まる排日感情

日本人労働者が最初に集団で海外に赴いたのは、ハワイと北アメリカの西海岸であった。そして、これら労働者の海外出稼ぎがはじまる前、1883年頃から「書生」が個人として渡米し、驚異的な産業発展を遂げている「金びか時代」の合衆国で新しい知識や技術を学び取るため、合衆国西海岸の ^{サンフランシスコ} 桑港 や ^{ニューヨーク} 王府などに居住し活動しはじめていた。書生と出稼ぎ労働者は、ほとんどが若い独身男性であり、ハワイあるいは北アメリカにおいて一時滞在を意図していた。書生はアメリカで得た知識や技能を持って帰国し日本で ^{立身出世} 立身出世することを夢見ており、労働者は出稼地で稼ぎ貯めた金を携えて帰郷で ^{錦を飾る} 錦を飾ることを ^{目論} 目論んでいた。この時期の日本人の「海外移住」が「海外出稼ぎ」に過ぎないといわれる所以はここにある。

早くに太平洋を渡った書生や出稼ぎ労働者は、当初の目標をハワイやアメリカ西海岸で達成し、望み通りに母国へ帰ることができたが、なかにはいろいろな事情があり帰国できなかつた人もいた。彼らは渡航先で出稼ぎ期間を延長し、やむを得ずその地に留まっていたが、20世紀初め頃には、そのような日本人の数が年々増えるようになった。同時に、その頃日本では海外出稼熱が高まり、『海外渡航案内』などによる渡米の奨励が盛んになっていて、出稼ぎ希望の渡米者の数も激増した。

一方アメリカ合衆国では、1880年代後半から、市民の多くが国策として移住制限の実施が必要と考えるようになっており、彼らはハワイやアメリカ西海岸地域で出稼ぎを延長する日本人一時滞在者と渡米出稼者の増加を、制限の対象とすべき「好ましからざる東洋移民」の増加と関連づけてしまった。その結果、合衆国西海岸では「黃禍」に怯えるアメリカ人が「日本人移民排斥」の声を高めるようになった。20世紀初頭には、「日本人のハワイ転航」と1906年にサンフランシスコで起きた「^{日米学童隔離騒動} 日米学童隔離騒動」が日米関係を悪化させる一大要因となり、「日本人移民問題」の根本的解決が望まれるようになった。（阪田 安雄）



10. 官約移民労働約定書 1885年 複製

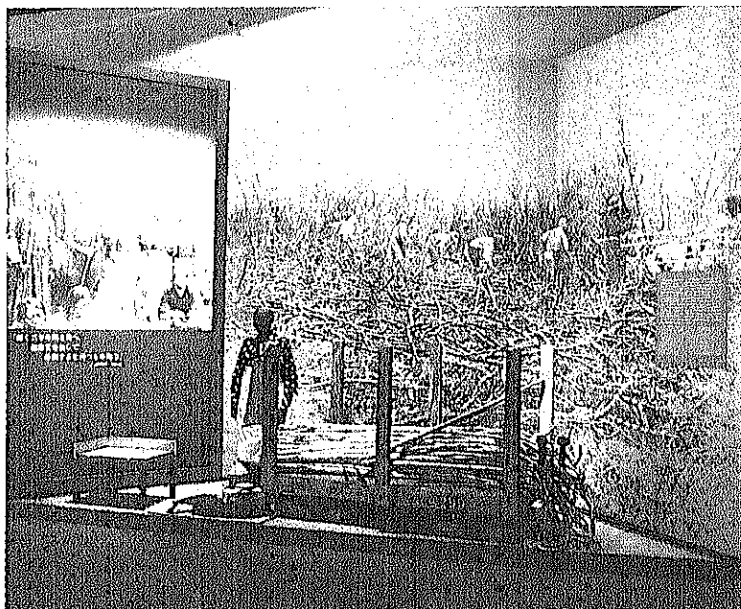


11. ハワイ行き出稼人に対する広島県知事 鍋島幹の訓告 1893年 複製

ハワイへの官約移民

1885年から1894年までの10年間に、日本とハワイ王国政府間で結ばれた「移民協約」に基づいて、2万9千余の日本人労働者が、ハワイ諸島のサトウキビ・プランテーションで3年間就労する契約で渡航した。いわゆる「官約移民」と呼ばれる人たちである。よく「日本人は金儲けのために海外へ出稼ぎに行った」といわれるが、そんな理由だけで決心できることではなかった。海外出稼ぎがはじまった頃の日本は、幕末に開国してから四半世紀しかたっておらず、海外の事情を詳しく知っている人は日本にはまだ多くいなかった。その時期に、生まれ親しんだ故郷と親族、友人に別れを告げて、まだ見たこともない太平洋上の島へ海を越えて、それまで経験したことのない仕事に就くため赴くことは、非常な勇気と決断を要する行為であったことが理解されよう。

最初は、日本全国から希望者を募るようになっていたが、広島、山口、熊本、福岡4県の農村出身者がプランテーションにおける厳しい労働に耐えられると、ハワイ移民局などが判断したこともあり、1886年以降の募集は主にこれらの4県で行われた。結果、官約移民の38.1%が広島県、35.9%が山口県、14.6%が熊本県、7.5%が福岡県出身者、いかえると、総数の96.1%がこれら4県から応募した人たちで占められることとなった。正確な統計はないが、彼らの多くは10年以内にハワイでの出稼ぎを終え、蓄えた金を携えて故郷へ帰っているが、40%内外はハワイ諸島に留まったと推定される。官約移民終了後は、移民会社や移民斡旋業者が農村出身の日本人を契約労働者としてハワイへ送った。（阪田 安雄）



15. ハワイへの官約移民コーナー展示風景

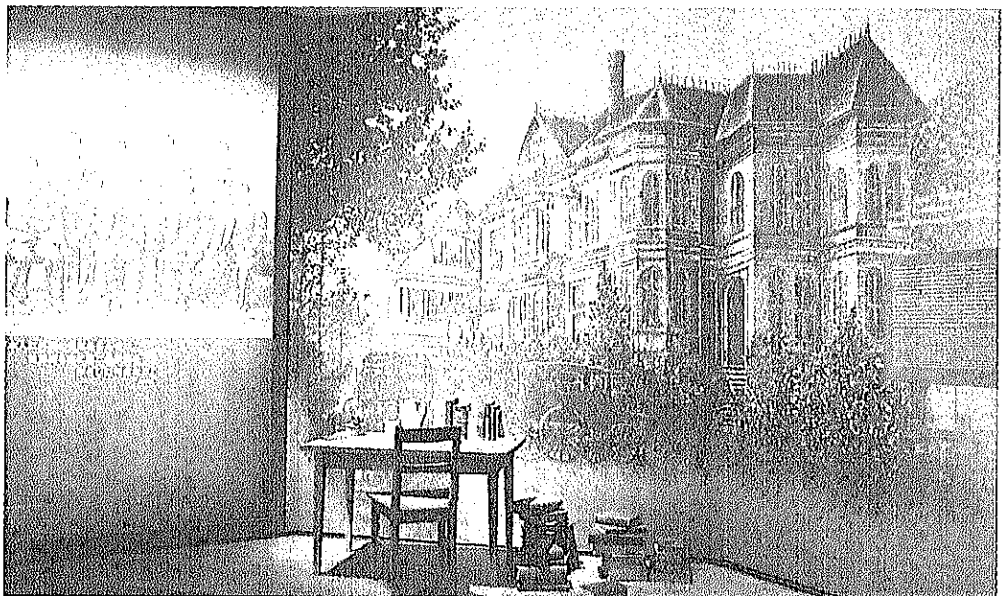
◆情報展示としてのシステム解説

音声のみによる展示表現も統合情報展示コンピュータシステムに組み込まれて実現されている。デジタル音声処理を用いて劣化しない明瞭な音声を資料として提供する。データベースよりデータ供給するので音声等の入れ替えも容易である。このコーナーではハワイの日系人の仕事歌である「ホレホレ節」を聞くことができる。個人向けのヘッドフォンと多人数向けのスピーカーシステムがカードで切り替えられるように設計しており、公共情報空間における静粛性と団体対応の両立をはかっている。

（山本 匡・福田 直毅）

書生

1881年頃から、日本人書生が合衆国西海岸のサンフランシスコ^{サンフランシスコ}湾岸地域へ個人で渡航しはじめていた。外務大臣宛の書生の報告書に、1890年、4千人近い日本人が、^{サンフランシスコ} 桑港や^{オークランド} 王府に居住しており、大部分が書生である、と記されている。書生の多くは、日本近代化の知的指導者の勧めに応じて、帰国した際に日本で役立たせることができる知識や技能を、驚異的な発展を遂げるアメリカで習得するため同地に渡った。しかし、ほとんどが一銭の蓄えもない貧乏書生であったため、数人が「穴蔵同様の地下部屋」一室を借りて寝起きし、労働の合間に勉強を続けるという苦しい生活を体験した。裕福なアメリカ人家庭で昼間は召使いとして働き、夜間に学校に通う、いわゆる「スクール・ボーイ」としての生活は、当時としては恵まれたものといえよう。これらの書生は、桑港や王府でさまざまな政治的あるいは宗教的団体をつくった。キリスト教系書生の「福音会」、いわゆる「民権派」書生が設立した「日本有志愛国同盟」、あるいは「海外実業会」や「唯一会」に所属する書生が組織した「遠征社」などが代表的なものである。「日本有志愛国同盟」は新聞『第十九世紀』、『自由』、『愛国』を、「遠征社」は雑誌『遠征』を発刊した。これら書生の中には、アメリカ滞在中に学んだことや実体験したことを活かし、帰国後日本で活躍した人物がいる。一方、合衆国に留まって、日本人社会の指導者となった旧書生も多くいる。日本人出稼ぎ労働者がハワイやアメリカ合衆国西海岸で定住する覚悟を決めた際、アメリカの事情に精通し、英語に堪能な「居残り書生」が在米日本人社会の指導者として果たした役割は非常に大きい。（飯田 安雄）



16. 書生コーナー展示風景

III 期 定住移民（移殖民）のはじまり

門戸を閉じるアメリカ合衆国

日米間の緊張緩和を図り、両国間で外交上の懸案事項となっている「日本人移民」に関連する諸問題を解決するため、1906年11月から翌1907年2月にかけて、のちに「紳士協約」として知られるようになる、11の覚書に両国政府代表が調印した。この協約に基づき、ルーズベルト大統領は、1907年3月、行政命令589号を発し、日本政府が発行するハワイ行き旅券を所持する日本人労働者のアメリカ合衆国本土の港での上陸を禁止した。

両国政府は交渉を更に継続し、1907年11月から翌1908年2月にかけて、「紳士協約」条項の実施を促進するための7つの「補足覚書」に調印した。日本政府は、1908年2月、労働を目的としハワイおよび合衆国本土へ渡航を望む日本人への旅券交付を、同地域にすでに在住している日本人が呼び寄せる親族を例外として、自主的に停止することを約束した。その結果、太平洋を渡って北アメリカに赴く日本人の数は激減した。

だがその後も、日本人排斥主唱者は日本人移住者にたいする非難や攻撃を続け、合衆国西海岸におけるアメリカ人の日本人に対する排斥感情は鎮静する兆しを見せなかった。独身者にとって深刻な事態である「写真結婚禁止」、更に定住をめざす一世の経済的基盤を覆す「外国人土地法の制定」など、アメリカに在住する日本人の生活や将来に直接影響を及ぼす、さまざまな出来事が矢継ぎ早に発生した。さらに1924年には、合衆国連邦議会が制定した「出身国別移民割当法」に、合衆国帰化法では日本人が「帰化不能外国人」と裁定されていることを根拠として、日本人の移民としての合衆国への入国を認めない条項を挿入し、日本人の合衆国への移住を全面的に禁止した。この法律が日本で「排日移民法」と呼び称されている所以はここにある。1885年の官約移民のハワイ王国への渡航ではじまった、太平洋を渡る北アメリカへの日本人移住の歴史の幕は、ここで下ろされることとなった。

(阪田 安雄)

決議

排日法案、可決ニヨリ吾人ハ
在米同胞、運命並彼我國
交ニ對シ憂慮措ク能ハス此
際吾ガ政府當局、誠意
ニ對策ヲ望ム

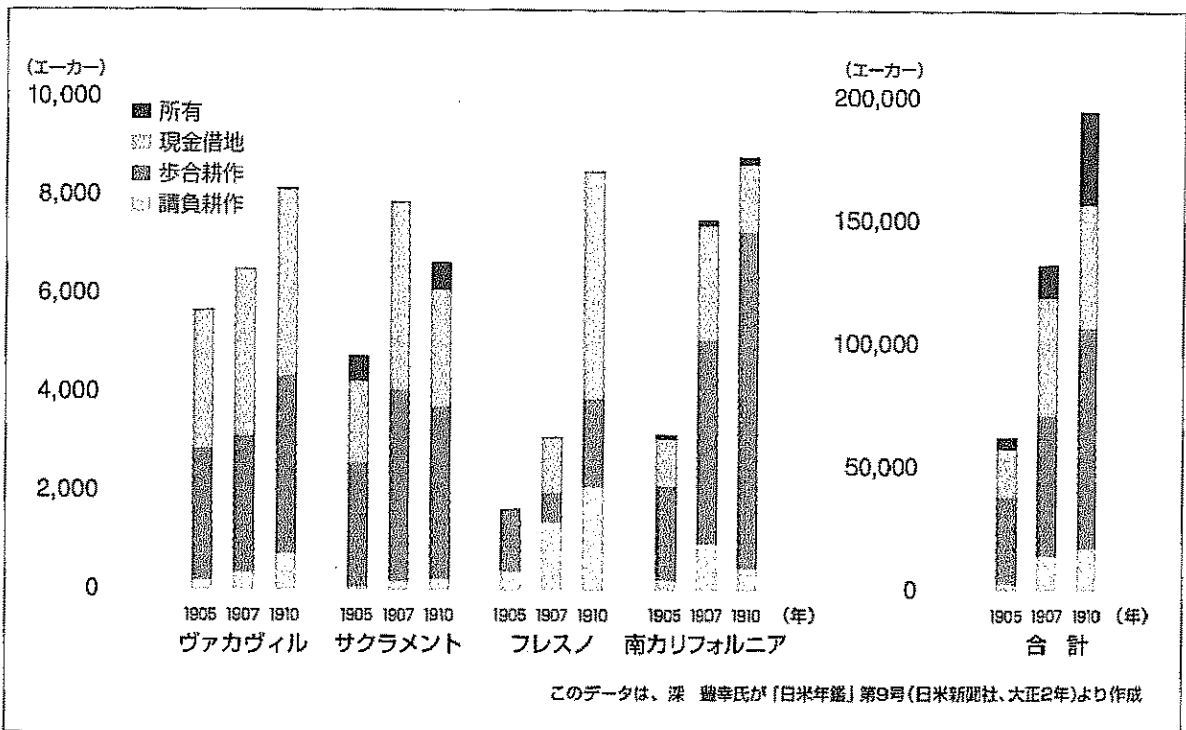
大正十三年四月二十八日

東京市岩川區大塚塚下町八番地
大日本青年教育會

外務大臣閣下

■ カリフォルニア州における日本人の農地使用データ

1890年代には多くが出稼ぎ季節労働者でしかなかった日本人は、1900年代後半から1910年代にかけて、農地を所有、借地し定着しはじめるようになった。この現実、日本人には誇りとなったが、日本人排斥を唱えるアメリカ人には、「白人農家の生活を脅かす危険な現実」に思えた。そのため、日本人排斥論者は、こうした統計上の数値を巧みに操作し、アメリカ人の排日感情をあおり立てるのに用いた。



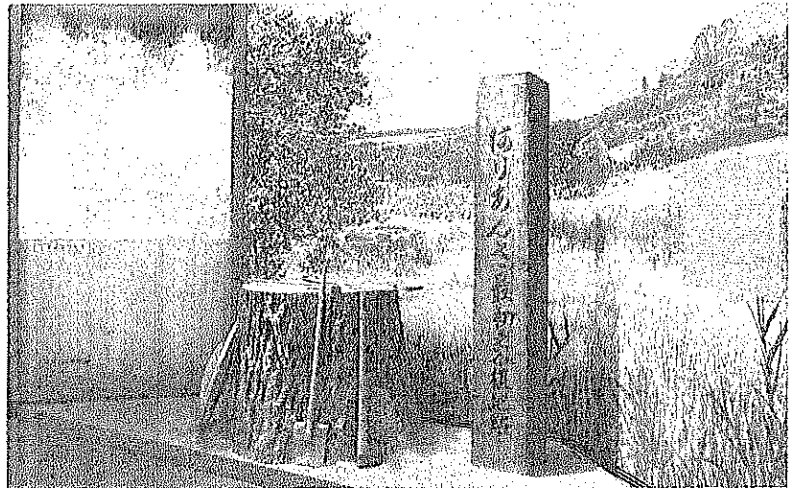
18. カリフォルニア州における日本人の農地使用データ

南米へ向かう国策移民

北アメリカで排日気運が高まりはじめた20世紀初頭に、日本における海外移住熱は異常な高まりを示すようになっており、日本政府は北アメリカ以外の地域を対象とした移住民送出を勘案するようになった。

最初は、アメリカ合衆国に隣接するメキシコや、南アメリカ西海岸のペルーなどへの移住が企画実行されたが、初期の段階で計画は頓挫した。最終的には、当時の日本政府当局者がもっとも条件が整ったと判断した、南アメリカ大西洋岸のブラジルが北アメリカの合衆国および英領カナダにかわる日本人の移住先として選ばれ、1908年4月に神戸港を出発した「笠戸丸」に乗船した781名の日本人移住者のブラジルのサントス港到着により、南アメリカへの日本人の移住がはじまった。第一次世界大戦中（1914—1918）、日本は一時的な経済的繁栄を経験するが、戦後には景気が後退し、農村部では不況が慢性化していた。このような国内事情を反映して、政府は農村からの南アメリカへの移住民の送出を、国内問題解決の重要な一策として重視するようになった。合衆国が1924年にいわゆる「排日移民法」を制定して日本人移住者の入国を全面的に禁止した翌1925年からは、ブラジルへ移住する日本人の数は急増しはじめた。1908年の「笠戸丸」の出発から、1941年に日本を出発した戦前最後の移住者輸送船「ぶえのすあいれす丸」のブラジルへの航海までの33年間に、延べ18万8千人余の日本人が移住民としてブラジルへ送られた。彼らの3分の2にあたる12万余が、1925年から1941年までの16年間に、ブラジルへ渡っている。太平洋戦争の勃発は、日本人の南アメリカへの移住を一時中断することになった。

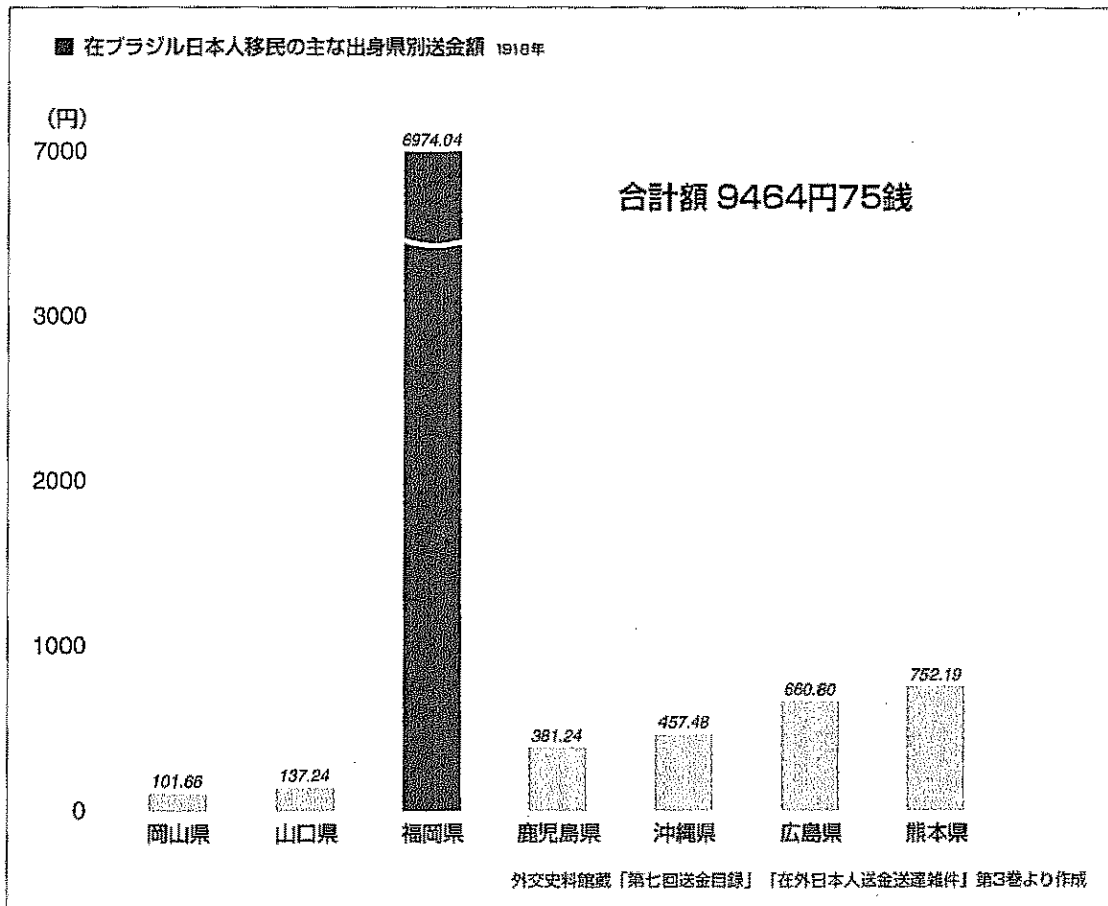
ブラジルへの移住の特徴は、その多くが家族移住者であったことである。単身移住者もいたが、それは全体の6%に過ぎなかった。当初はコーヒー農園などで、馴れない苛酷な農作業に従事し、苦勞したが、辛抱よく移住地における経済的および社会的基盤を築いていった。
(阪田 安雄)



19. アリアンサ移住地コーナー展示風景

アリアンサ移住地

ブラジルでは1910年代になると、コーヒー農園の労働契約に見切りをつけ、独立農をめざした人たちによって、日本人だけの「移住地」(自作農の集団地)がつくられはじめた。そして1920年代になると、出稼ぎだけではなく、はじめから定着を意図した移住地が計画されるようになる。その典型は、1925年から移住が開始されたサンパウロ州西部のアリアンサ移住地である。移民たちは長野県、鳥取県、富山県などの移住組合や民間の力行会の支援を受けて続々と入植しはじめた。そこでは「コーヒーをつくるより人をつくれ」という高い理想がかかげられ、森林を伐採し、山を焼き、農業を営んで、定着にむけての努力が必死で続けられた。(中牧 弘允)



20. 在ブラジル日本人移民の主な出身県別送金額 1918年

IV 期 海外移住の中断

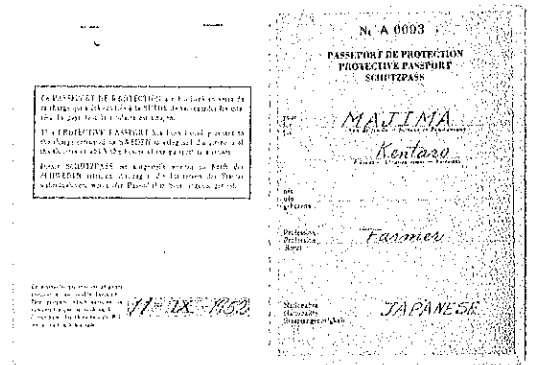
戦時下の海外移住者と家族

真珠湾攻撃にはじまった第二次世界大戦は、日本人の海外移住を中断させただけでなく、アメリカ大陸に移住している、敵性外国人と見なされるようになった日本人とその家族に、大きな犠牲を強いることになった。北米においては、合衆国本土および英領カナダの西海岸地区に在住していた人たちが、戦時下の国家安全保障を理由とする政府の行政命令により、人里離れた地域に強制退去させられ抑留生活を強いられた。合衆国では約11万人、英領カナダでは約1万1千人が強制立ち退きと収容の対象となった。その結果、日本人移住者と家族が被った経済的ならびに精神的打撃は計り知れないものであった。

第二次世界大戦は中南米に在住する日本人とその家族にも影響をおよぼした。日本人移住者の数がそれほど多くなかった、メキシコ、エクアドル、チリでは、敵性外国人となった在住日本人たちを一定の都市に移させるか、あるいは特定の都市から地方に移住させたが、北米のように行動の自由を奪うようなことはしなかった。南米で最も厳しい措置が強行されたのはペルーで、港周辺や特殊軍事指定地域から、数百人におよぶ日本人移住者と家族を短期間に強制立ち退きさせた。また、ペルーの日本人社会の指導者と見なされていた160人余の日本人は戦争勃発直後官憲に検挙され、後にアメリカ合衆国に送られて収容所に監禁された。

南米で日本人移住者の数が最も多かったブラジルでは、第二次世界大戦の戦局が彼らに直接影響するようなことはなかったが、ブラジル沿岸における枢軸国ドイツの対敵行為が、時には憤慨する大衆のドイツ人商店の掠奪や破壊行為を引き起こし、同盟国民である日本人の商店も被害を被った。また、サンパウロ市や他の州で、在留日本人が特定の地域から強制立ち退きを命じられ、一部の日本人移住者は労働力不足が深刻であった奥地の耕地に農業労働者として送られたこともあった。しかし、南米では合衆国本土における日本人居住者の大部分が強制収容されるような事態は起きなかった。

(阪田 安雄)



21. スウェーデン政府発行のパスポート 複製



22. 日本軍機真珠湾を攻撃【ホノルル・スター・ブレットイン】号外 1941年12月7日 複製版

**WESTERN DEFENSE COMMAND AND FOURTH ARMY
WARTIME CIVIL CONTROL ADMINISTRATION**

Presidio of San Francisco, California
May 3, 1942

**INSTRUCTIONS
TO ALL PERSONS OF
JAPANESE
ANCESTRY**

Living in the Following Area:

All of that portion of the City of Los Angeles, State of California, within that boundary beginning at the point at 85th North Figueroa Street north a line following the middle of the Los Angeles River, thence northwesterly and following the said river to East First Street, thence westerly on East First Street to Alameda Street, thence northwesterly on Alameda Street to East Third Street, thence northwesterly on East Third Street to Main Street, thence northwesterly on Main Street to First Street, thence northwesterly on First Street to Thirteenth Street, thence northwesterly on Thirteenth Street to the point of beginning.

Pursuant to the provisions of Civilian Exclusion Order No. 33, this Headquarters, dated May 3, 1942, all persons of Japanese ancestry, both alien and non-alien, will be evacuated from the above area by 12 o'clock noon, P. M., Sunday, May 3, 1942.

No Japanese person living in the above area will be permitted to change residence after 12 o'clock noon, P. M., Sunday, May 3, 1942, without obtaining special permission from the representative of the Commanding General, Southern California Sector, at the Civil Control Station located at:

Japanese Union Church,
129 North San Pedro Street,
Los Angeles, California.

Such permits will only be granted for the purpose of visiting members of a family, or in cases of grave emergency. The Civil Control Station is equipped to assist the Japanese population affected by this evacuation in the following ways:

1. Give advice and instructions on the evacuation.
2. Provide services with respect to the management, leasing, sale, storage or other disposition of most kinds of property, such as real estate, business and professional equipment, household goods, boats, automobiles and livestock.
3. Provide temporary residence elsewhere for all Japanese in family groups.
4. Transport persons and a limited amount of clothing and equipment to their new residences.

The Following Instructions Must Be Observed:

1. A responsible member of each family, preferably the head of the family, or the person in whose name most of the property is held, and each individual living alone, will report to the Civil Control Station to receive further instructions. This must be done between 8:00 A. M. and 5:00 P. M. on Monday, May 4, 1942, or between 8:00 A. M. and 5:00 P. M. on Tuesday, May 5, 1942.

2. Evacuees must carry with them on departure for the Assembly Center, the following property:

- (a) Bedding and linens (no mattress) for each member of the family;
- (b) Toilet articles for each member of the family;
- (c) Extra clothing for each member of the family;
- (d) Sufficient knives, forks, spoons, plates, bowls and cups for each member of the family;
- (e) Essential personal effects for each member of the family.

All items carried will be securely packaged, tied and plainly marked with the name of the owner and numbered in accordance with instructions obtained at the Civil Control Station. The size and number of packages is limited to that which can be carried by the individual or family group.

3. No pets of any kind will be permitted.
4. No personal licenses and no household goods will be shipped to the Assembly Center.
5. The United States Government through its agencies will provide for the storage, at the sole risk of the owner, of the more substantial household items, such as telephones, washing machines, pianos and other heavy furniture. Cooking utensils and other small items will be accepted for storage if crated, packed and plainly marked with the name and address of the owner. Only one name and address will be used by a given family.
6. Each family and individual living alone, will be furnished transportation to the Assembly Center or will be authorized to travel by private automobile in a supervised group. All instructions pertaining to the movement will be obtained at the Civil Control Station.

Go to the Civil Control Station between the hours of 8:00 A. M. and 5:00 P. M., Monday, May 4, 1942, or between the hours of 8:00 A. M. and 5:00 P. M., Tuesday, May 5, 1942, to receive further instructions.

J. I. DeWITT
Lieutenant General, U. S. Army
Commanding

WAR DEPARTMENT, WASHINGTON, D. C. 1600

23. 西部防衛司令官の強制退去命令の公布広告 1942年(英文)



24. トバース強制収容所風景(版画)
1943年 アメリカ ユタ州
モノタイププリント 日比松三郎作

V期 戦後移住のはじまり

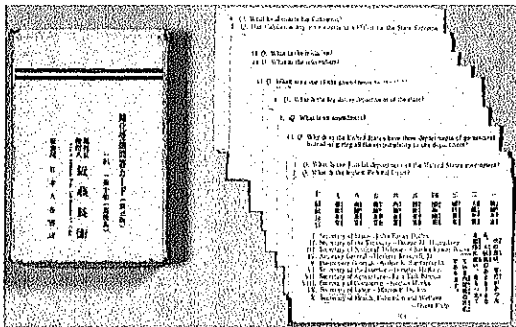
変容する日系人社会と再開される中南米への移住

戦時下の体験および日本の敗戦というみじめな現実とは、海外に在住する日本人とその家族に精神的な衝撃をもたらした。その結果、アメリカ市民である日系二世などは、意識的に親の母国である日本とのつながりや日系二世としてのアイデンティティさえも否定しようとした。その一方、日本に親戚や知人を持つ一世移住者たちの多くは、敗戦で荒廃した祖国日本における日本人の窮状を伝え知り、「同胞」に援助の手を差し伸べるべく奔走した。「アジア救済公認団体、略称LARA」を通して日本に送られた、食料、衣類、医薬品、生活必需品、学用品などからなる「救援物資」の20%は、南北アメリカに在住する「日系人」が集め寄贈したものと記録されている。

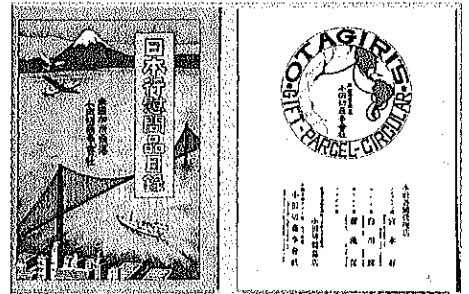
その他、戦後の海外日系人及び日本人海外移住に関し、記録に値する三つの大きな出来事があげられる。第一は、日本人の帰化を法律上認めていなかったアメリカ合衆国で、1952年に新しい移民法が施行され、日本人も帰化できるようになったことである。一世の平均年齢はすでに60才近くに達していたが、彼らの多くが帰化試験講座に通って努力を重ね、試験に合格して晴れて市民権を獲得した。

第二は、日本人の南アメリカへの移住の再開があげられる。ブラジル在住日本人の努力の結果、日本政府から渡航費が貸付けられた、「辻村移民」の第一陣18家族54名が1953年2月に「サントス丸」でリオに渡り、次いで「松原村移民」の第一陣22家族112名もオランダ汽船「ルイス号」でサントスに到着し、南米への移住が再開した。ブラジル以外に、パラグアイ、アルゼンチン、ポリビア、ドミニカなどへも戦後の移住者が渡ることになった。これらの諸国への渡航者には多くの沖縄出身者が含まれている。

第三の戦後において記録されるべき出来事は、北アメリカにおける日系人強制収容の補償問題の解決であろう。1988年8月14日、ロナルド・レーガン大統領が補償法案に署名し、翌1989年9月22日にカナダ政府も同様に補償を行った。（阪田 安雄・小嶋 茂）



26. 帰化試験受験のための「問答カード」
帰化試験を受けるには英語の能力がまだ充分でない一世のために「受験突破」のためのさまざまな「手引書」が作られた。
アメリカ カリフォルニア州ロサンゼルス



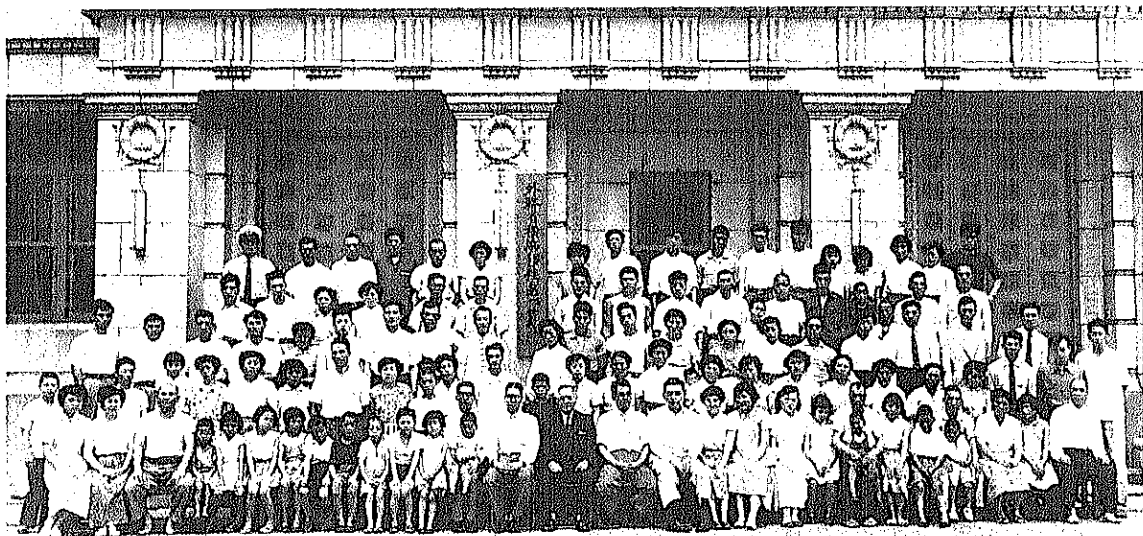
25. 日本行慰問品目録 複製
1948年 アメリカ カリフォルニア州
サンフランシスコ

帰化試験の誓い
私は在米に於いて誠實に生活し、
我が国に帰化し、その権利と義務を担い、
我が国に貢献することを誓います。
また、我が国の発展と繁栄のために、
我が国の利益を擁護し、
我が国の名誉を損なう行為を慎み、
我が国の法律を遵守することを誓います。
以上を誓うに、
我が国の発展と繁栄のために、
我が国の利益を擁護し、
我が国の名誉を損なう行為を慎み、
我が国の法律を遵守することを誓います。

27. 帰化試験に合格して市民権取得に際しての「忠誠の誓い」 複製

最後の移民船につぼん丸

1960年代までの移民の渡航はもっぱら航路にたよっていた。とくに南米への集団移住では横浜や神戸を出港する移民船が活躍した。しかし、空路の発達にともない、移民船は主役の座を追われることになる。また、1960年代の日本の高度経済成長は、国内での豊かな生活をもたらし、海外移住を減速させる原因となった。南米への最後の移民船となったのは、1973年2月14日、285名の移住者を乗せて横浜を出航した「につぼん丸」である。「につぼん丸」は二代目「あるぜんちな丸」を改装した客船であり、世界一周クルーズの客も多数乗船していた。ちなみに、神戸港からの最後の移民船は、1971年5月3日に出航した「ぶらじる丸」である。（中牧 弘允）



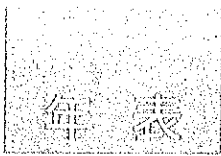
28. 横浜移住斡旋所 1956年



29. 日本人移住を記念した刊行物

◆情報展示としての環境情報システム

環境情報システムは、展示表現において主展示資料の補助的環境情報をマルチメディアデータを用いて付与するものである。例えば、歴史展示では展示資料の時代背景や用途、使われ方などを展示資料と一体的に示すことができる。それによってより立体的な歴史理解の促進が期待される。本展示では多元分割画面システムを用いて、主に歴史背景に関する動画をデータベースサーバより供給し、動画に同期して説明画面が流れる。日本語・英語のみならず多言語に対応する。また、カードを用いた画面の切り替えも可能である。（山本 匡・福田 直毅）



I期 1853-1884

Year	暦年	
1853	嘉永6年	「黒船」が浦賀に来航、ペリー提督幕府に開国を迫る
1854	安政元年	幕府がペリー提督と「通商協約」を締結
1856	安政3年	アメリカ合衆国領事タウンゼント・ハリス下田に着任
1858	安政5年	幕府が米英仏蘭露5国と修好通商条約（安政の「不平等条約」）を締結
1859	安政6年	幕府は神奈川（横浜）、長崎、函館を開港し条約締結国と通商を開始
1861	文久元年	アメリカ合衆国國務省の「移民統計報告」に記録された最初の「日本移民」はサンフランシスコに1月-3月に上陸した20~25才の男性召使い
1866	慶応2年	幕府は海外渡航希望者に「御免の印章」を下付する旨触書で通告し、留学生ならびに外国人に雇われた召使いや曲芸師などに印章の交付をはじめ
1868	慶応4年	戊辰の役（維新戦争）はじまる
1868	明治元年	アメリカ人ヴァン・リードが居留地神奈川（横浜）で集めた日本人150名余（元年者）を維新政府の許可なしにサンドウィッチ島（ハワイ）へ出発させる 同じくヴァン・リードが居留地神奈川で集めた日本人42名を条約国でないスペインの領土グアム島へ送るが、明治政府はその事実を認知せず
1869	明治2年	日本在住オランダ人ヘンリー・シュネールが約15名の日本人と合衆国カリフォルニア州エルドラド郡ゴールドヒルに「コロニー」建設を計画し挫折する 6月17日付サンフランシスコ「クロニクル」新聞が合衆国へ亡命中の元幕府外国総奉行塚原伯馬守昌義の消息を伝える記事を掲載
1870	明治3年	ハワイへ渡った「元年者」のうち60余名が明治政府の許可を得てアメリカ合衆国西海岸へ出稼ぎに赴き40名が日本へ帰還 アメリカ人ガルトネルが日本人250名を合衆国ルイジアナ州でサトウキビの植付けと栽培に雇用するため明治政府に認可を申請するが、政府は許可せず
1871	明治4年	駐日オランダ公使が外務卿澤嘉に日本人兵卒500名を傭兵としてオランダ領植民地へ派遣したい旨申し出るが、外務卿は謝絶
1872	明治5年	横浜で「マリア・ルース号事件」が発生し、明治政府は同船に乗船していた清国「苦力」を解放して帰国させ、「苦力貿易」反対の断固たる意志を表明 明治政府は「人身売買禁止令」を制定し、同時に外国人に雇われて出国する日本人労働者の海外滞在期限を1カ年に限定
1874	明治7年	サンフランシスコ日本領事館の報告によると合衆国カリフォルニア州在住の邦人数は男子67名、女子8名、幼児4名
1876	明治9年	佐藤百太郎に率いられた「オーシャンック・グループ」一行5名が合衆国ニューヨーク市で日本生糸や雑貨の直売をはじめるために渡米
1880	明治13年	合衆国サンフランシスコ市在住の日本人が、同港に来航した日本海軍軍艦「筑波」の乗組員の歓迎会を開催し80名が出席
1882	明治15年	アメリカ合衆国連邦議会が「清国人移民法」を制定し、清国人労働者の入国を10年間禁止
1883	明治16年	明治政府が「徴兵令」を改正するが、海外留学中の男子には徴兵猶予を認めたため徴兵逃れの海外留学を希望する若者の数がこの年から急増 イギリス人ジョン・ミラーが濠州トレス海峡の木曜島における真珠貝採取に日本人潜水夫を雇用するための許可を明治政府に申請し、政府が認可
1884	明治17年	ハワイ王国政府は総領事ロバート・アーウィン日本人契約労働者のハワイ諸島への渡航周旋を目的とする同国政府移民局代理人に任命 福澤諭吉が「時事新報」に「米国は志士の棲家なり」と「移住論の辨」を掲載して若者の渡米を奨励

Ⅱ期 1885-1907

Year	暦年	
1885	明治18年	1月28日、第1回「ハワイ官約移民」945名が横浜を出発
		2月 合衆国連邦議会が「契約労働者法」を制定し契約労働者の入国を禁止
		12月4日付「官報」によると「米国 桑 港 及び其近傍在住本邦人は557名」
1886	明治19年	1月 日本とハワイ王国政府が「移民渡航協約」を締結
1887	明治20年	本年、志賀重昂著「南洋時事」と武藤山治著「米国移住論」が「余剰人口」の海外出稼ぎを奨励
1891	明治24年	3月 合衆国連邦議会が「移民法」を制定し連邦政府移民局を設置
		4月 サンフランシスコ市発刊の英字新聞が日本人労働者攻撃をはじめ
		6月 サンフランシスコ市で「大日本人会」が創設される
		8月 海外移住奨励を目的とする移民課が外務大臣官房に設置される
		9月 恒屋盛服が「海外植民論」を出版し日本人の海外発展を奨励
12月 「日本吉佐移民合資会社」が設立される		
1892	明治25年	3月 外務大臣榎本武揚がメキシコ開拓を計画
1893	明治26年	1月 ハワイ王国で革命が勃発し2月に王朝が崩壊
		2月 日本殖民協会が設立され榎本武揚が初代会長に就任
		3月 合衆国サンフランシスコ教育委員会が日本人学童隔離教育決議を採択するが、同市の大日本人会が抗議し撤回させる
1894	明治27年	4月 日本で「移民保護規則」が制定され移民斡旋業者の営業活動を公認
		6月 「官約移民」のハワイ渡航が終わりいわゆる「私約」移民の渡航がはじまる
		7月 日英修好通商条約が締結され「不平等条約」が改正される
		8月 日清戦争が勃発
1895	明治28年	11月 日本とブラジル政府が修好通商航海条約を締結
1896	明治29年	1月 「移民保護規則」にかわり「移民保護法」が施行される
		8月 日本郵船会社がシアトル航路を開航
1897	明治30年	5月 榎本武揚がメキシコに日本人労働者34名を入植させる
		2-3月、ハワイのホノルル港で1,000名以上の日本人の上陸が拒否される
		8月 アメリカ合衆国がハワイを併合し日本政府が強く抗議
1898	明治31年	9月 日本人契約労働者の入国を許可するヘルー大統領令が発布
1899	明治32年	2月 ヘルー行第1回移民790名が出発
		11月 ハワイ・ホノルルのチャイナ・タウンで「黒死病騒動」が発生
1900	明治33年	本年 ハワイ行き旅券を所持する日本人労働者のアメリカ西海岸への転航がはじまり、その数が年々増加する
		1月 沖繩から最初の移住者27名がハワイのホノルル港に到着
		3月 「偽造旅券」所持者のアメリカ西海岸西北部への渡航が急増
		5月 合衆国サンフランシスコ市で市民大会が開かれ排日決議が採択される
		6月 サンフランシスコ市在留の日本人が日本人連絡協議会を創設
		8月 日本政府は合衆国西海岸で高まる排日気運に対処するため、合衆国本土と英領カナダへ向かう日本人労働者にたいする旅券の発行を一時停止
1902	明治35年	6月 日本政府は合衆国に在留している日本人親族の呼び寄せ渡航を許可
1904	明治37年	2月10日 日露戦争が勃発
1905	明治38年	2月 サンフランシスコ「クロニクル」紙が方針を改め日本人排斥を表明
		8月 サンフランシスコに東洋人排斥同盟が設立される
1906	明治39年	4月18日 サンフランシスコ大地震が発生して大火が市の大部分を壊滅させる、同市在住日本人罹災者は1万人と推定される
		10月 サンフランシスコ市教育局が日本人学童の清国人学童隔離学校への転学を命じる決議を採択し、即時実施をはかり「日本人学童隔離騒動」に進展
		11月 「学童隔離事件」および「日本人ハワイ転航問題」の解決をはかるための日米政府間の協議がはじまる
1907	明治40年	2月 日本外務大臣と駐日アメリカ大使が前年11月から続けられた交渉で得た合意事項を確認する11の覚書（いわゆる「紳士協約」）を承認
		3月 セオドール・ルーズベルト大統領は「紳士協約」に基づき大統領行政命令を発し、日本人労働者のハワイから合衆国本土への転航を禁止
		5月 サンフランシスコ市で暴徒が日本人経営のレストランを襲撃
		9月 英領カナダのバンクーバー市で清国人および日本人にたいする「暴動事件」が発生
		11月 皇国殖民会社社長水野龍がブラジルのサンパウロ州政府と日本人移住者導入契約を締結

Ⅲ期 1908-1940

Year	暦年	
1908	明治41年	1月 合衆国サンフランシスコ市で在住日本人が日本人会を設立
		1月 日本とカナダ政府がレミュー協定を結び移住する日本人の数を制限
		4月 第1回ブラジル行移民781名を乗せた「笠戸丸」が神戸港を出航 本年より合衆国在住日本人親族の呼び寄せと「写真花嫁」の渡航が本格化
1909	明治42年	5月 ハワイ・オアフ島のサトウキビ耕地で日本人労働者がストライキに突入
1913	大正2年	3月 日本の富実有力者がブラジル拓殖株式会社を設立し移住促進を図る
		4月 カリフォルニア州議会は「外国人土地法」を制定し「帰化不能外国人」である日本人農家の土地購買ならびに所有を禁止
1914	大正3年	2月 日本でブラジルへの移住促進のため日本移民協会を設立
1916	大正5年	3月 ブラジル移民組合がブラジル・サンパウロ州のアンツーネス・ドス・サントス会社と日本人移住者2万人を送る契約を締結
		7月 日本政府は国籍法を改正し条件付きで二世の日本国籍放棄を認める
1917	大正6年	12月 日本で移民会社を統合し海外興業株式会社（海興）を設立
1918	大正7年	11月 第一次世界大戦が休戦
1919	大正8年	1月 第一次世界大戦終結後合衆国で排日気運が再燃
		7月 日本語学校取締法案がハワイ准州議会を通過
		8月 ヴェルサイユ平和会議は日本が提起した「人種平等条項」を否決
1920	大正9年	1月 ハワイ・オアフ島のサトウキビ耕地で第二次ストライキがはじまる
		2月 日本政府が「写真結婚者」への旅券交付を中止
		11月 合衆国カリフォルニア州で一般投票により日本人の借地権を剥奪する「外国人土地法」が成立し西部諸州でも同様の外国人土地法を制定
1921	大正10年	7月 合衆国ハワイ准州で外国語学校取締法が施行される
1922	大正11年	1月 日本で信濃海外協会が設立され、1924年10月にブラジル国アリアンサに移住地を開設
		11月 合衆国最高裁判所は小沢学雄訴訟の審査で合衆国在住の日本人が「帰化不能外国人」であることを決定づける判決を下す
1923	大正12年	9月 関東大震災
1924	大正13年	5月 合衆国連邦議会在「帰化不能外国人」の移住を禁じる条項を「出身国別移民割当法」に挿入し、日本人の回国への入国を全面的に禁止
		11月 日本国籍法が改正され二世の国籍放棄ならびに離脱が認められる
1925	大正14年	本年度より日本政府が渡航費を補助するブラジル行き移住がはじまる
1927	昭和2年	2月 ハワイ准州における外国語学校取締法関係訴訟で連邦最高裁判所が日本語学校側に勝訴の裁定を示す
		3月 日本で海外移住組合法が制定され、8月に海外移住組合連合会が創設される
		12月 ブラジルで日本人移住者がコチア産業組合を創設
1928	昭和3年	3月 神戸に国立移民収容所が設立される
		8月 南米拓殖株式会社が発立され、ブラジルのアマゾン地域への移住を開始
		9月 日本人移住を促進するためアマゾン興業株式会社が発立される
1929	昭和4年	3月 海外移住組合連合会の現地組織としてブラジル拓殖組合が発立される
		10月 合衆国で株の大暴落がはじまり「世界大恐慌」時代に突入
1930	昭和5年	4月 上塚司が高等拓殖学校を設立し翌年に「高拓生」をブラジルへ送る
		9月 合衆国で二世が全米日系市民協会（JAACL）を結成
1931	昭和6年	9月 満州事変が勃発
1934	昭和9年	7月 ブラジル政府が「外国移民二分制限法」を公布
1935	昭和10年	本年、バラグアイ政府が日本人移民100家族の入国を許可
1936	昭和11年	6月 ヘルー政府が「移民および営業制限令」を公布
1937	昭和12年	7月 蘆溝橋事件が発生し日中戦争がはじまる
		8月 ブラジル政府が新移民法を施行し、すべての日本語学校を閉鎖
1939	昭和14年	7月 合衆国政府が日米通商条約の6ヵ月後の失効を日本政府に通告し、翌年1月に同条約が失効
1940	昭和15年	5月 ヘルーのリマ市およびその周辺耕地で日本人にたいする掠奪がはじまる
		9月 日独伊三国軍事同盟が調印される

Ⅳ期 1941-1945

Year	暦年	項	目		
1941	昭和16年	12月	日本海軍が真珠湾を攻撃し日米戦争がはじまる		
		7日	日米戦争勃発直後合衆国官憲が日本人指導者と沿岸漁業に従事する漁師1,300名を「危険な敵性外国人」として検挙拘引		
		7日	カナダ政府も日本にたいし宣戦を布告し国家の安全を脅かすと判断される38名の日本人を検挙拘引		
1942	昭和17年	1月	合衆国連邦議会のカリフォルニア州選出議員たちが日本人の強制立ち退きを要請		
		29日	ブラジル政府は枢軸国独伊日との国交を断絶し日本大使館および領事館を閉鎖		
		2月11日	ブラジル政府は枢軸国人の経済活動ならびに利敵行為を防止すると同時に戦災賠償の担保設置を目的とする敵性国資産の凍結令を施行		
		19日	ルーズベルト大統領が行政命令9066号に署名して強制立ち退き地域を明示しその地域から日本人を移動させる権限を陸軍に与える		
		24日	カナダ政府も内閣令により法務大臣に「防衛地域」から日系人を立ち退かせる権限を付与		
		20日	合衆国における日本人の集団立ち退き実施の責任を西部防衛地区の司令官デウィット將軍に委託		
		3月2日	デウィット將軍はカリフォルニア州の西半分、オレゴン、ワシントン、アリゾナ州の南半分を第一軍事地域と定めることを布告		
		4日	カナダ政府は防衛地域からの日系人の立ち退き実施を決定		
		18日	ルーズベルト大統領は戦時転住局 (War Relocation Authority) を設立し立退者を収容する施設の建設とその管理を委託		
		24日	デウィット將軍の布告によりアメリカ市民の二世を含む日本人家族全員の午後8時から翌日の午前6時までの外出を禁止		
		30日	公共の場所に軍事地域からの「民間人立ち退き命令」が公布され11万人に及ぶ日本人と家族の強制立ち退きが始まる		
		6月	ミッドウェイ海戦で日本海軍が敗退		
		本年、	ペルー政府は日本と国交を断絶し、在留日本人のアメリカ合衆国への強制送還を実行		
本年、	メキシコ政府が日本に宣戦布告				
1943	昭和18年	1月14～24日	米英首脳がカサブランカで会談し主要枢軸国が無条件降伏するまで戦闘を継続することを宣言 スティムソン陸軍長官が志願兵による二世戦闘部隊編成計画を発表		
		5月	合衆国政府が戦時動員局を設置 日本で中学生以上の学生の動員（学徒動員）がはじまる		
		7月	ブラジル政府が枢軸国民の24時間以内の立ち退き命令を発する		
		8月	ハワイで編成された二世部隊「第100大隊」がヨーロッパの戦場に向け出発し、オランダに上陸後第5軍団の第34師団に編入される		
		9月	米英軍がイタリアの本土に上陸 第100大隊の二世兵士はオランダを出发してイタリアへ向かい翌年6月までの9ヵ月間イタリアの戦場で戦闘に参加		
		10月	連合国政府はモスクワで外相会談を開催しモスクワ宣言を発表		
		11月	米英ソ首脳がテヘランで会談 アメリカ合衆国政府は連合国人である中国人の帰化を認める		
		1944	昭和19年	6月	連合国軍がノルマンディ上陸作戦を遂行
		8月	8月21日から10月7日にわたって合衆国ダンバートン・オークスで会議が開催され国連憲章が起草される		
		本年、	ボリビアのラパス市中心地域に在住する日本人29名がアメリカ合衆国の収容所に移送される		
		1945	昭和20年	2月	ヤルタで連合国首脳が会談を開催
3月	アルゼンチン政府が日本に宣戦を布告				
4月	米軍が沖縄に上陸				
4月25日～6月26日、	サンフランシスコで国際連合設立総会を開催				
5月7日	ドイツ降伏				
6月	ブラジルは日本にたいし宣戦を布告し、パラグアイも日本に宣戦を布告 連合国政府代表が国際連合憲章に調印				
7月	日本に無条件降伏を迫るポツダム宣言が発表される				
8月はじめ、	広島、長崎に原爆が投下される				
8日	ソ連が日本に宣戦を布告				
15日	日本政府はポツダム宣言を受諾				

V期 1946-1999

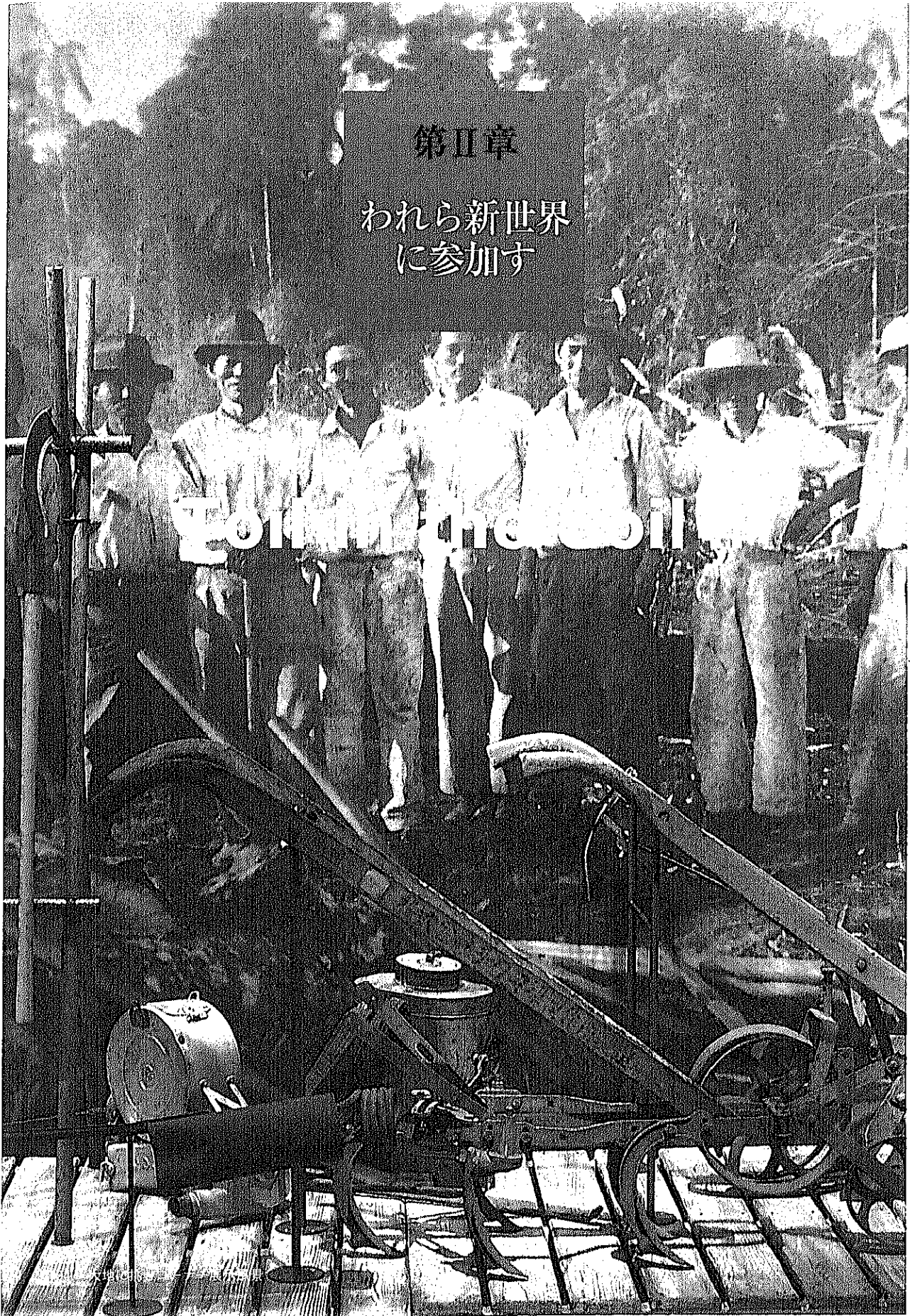
Year	暦年	
1946	昭和21年	3月 ブラジルにおいて勝ち・負け組抗争に関連し勝ち組による暗殺がはじまる
1947	昭和22年	10月 日本で海外移住協会が設立される
1951	昭和26年	2月 戦後初の日本汽船「神戸丸」がブラジルのサントス港に到着 9月 合衆国サンフランシスコにおいて対日平和条約が調印される
1952	昭和27年	4月 対日調和条約が発効し日本人の海外移住が再開 10月 戦前の神戸移住教養所を改修した神戸移住斡旋所が開業 12月 戦後の政府渡航費貸付移住の第一陣として「辻梓」によるアマゾン移民が神戸港を出発 合衆国連邦議会が「移民国籍法（ウォーター・マッカラン法）」を制定し、「帰化不能外国人」の一世に帰化権が認められる
1953	昭和28年	7月 ブラジルのマットグロッソ州ドウラードスへ向かう「松原梓」自営開拓農民がサントス港に到着
1954	昭和29年	1月 日本国内の移住業務公的機関として日本海外協会連合会が発足 3月 パラグアイ向け計画移住第一陣がラ・コルメナ移住地にむけ出発 8月 琉球政府の計画移住第一陣がボリビアに入植
1955	昭和30年	3月 ボリビア行き移民第一陣「西川移民」が日本を出発 7月 外務省に移住局が設置され「移民」の呼称が「移住」に改められる 日本で海外移住審議会を内閣の諮問機関として移住促進のため設置 8月 ブラジルのコチア産業組合が開与する青年移民第一陣が日本を出発 9月 日本で移住先国における移住地の造成と耕地分譲を目的とした日本海外移住振興株式会社を設立
1956	昭和31年	3月 横浜移住斡旋所が開所 7月 ドミニカ行きの計画移住第一陣が日本を出発 海外移住振興株式会社のブラジル現地法人としてジャミック（JAMIC）移植民有有限会社が設立される 8月 日本とボリビアが移住協定を締結 11月 日本で全国農業拓殖協会組合連合会が創設される
1957	昭和32年	5月 ボリビアのサンファン移住地に向け計画移住第一陣が日本を出発
1959	昭和34年	本年、アルゼンチン向けの計画移住第一陣が日本を出発 7月 日本とパラグアイが移住協定を締結
1960	昭和35年	3月 日本で中央農業拓殖基金協会が創設される 8月 パラグアイのピラボ移住地への日本人の入植がはじまる 11月 日本とブラジルが移住協定を締結
1961	昭和36年	8月 ドミニカへの日本人移住者が集団帰国 パラグアイのイグアス移住地への入植がはじまる 12月 日本とアルゼンチンが移住協定を締結
1963	昭和38年	7月 海外協会連合会と海外移住振興会社が統合し海外移住事業団を設立
1965	昭和40年	5月 外務省に中南米移住局を設置 9月 ブラジルのサンパウロで第1回南米日系人大会が開催される
1968	昭和43年	7月 合衆国で1966年に制定された「移民国籍法」が発効し、1924年以降実施されていた「出身国別移民割当法」が廃止される
1971	昭和46年	5月 神戸港における最後の移民船「ぶらじる丸」が神戸を出航し神戸移住センターが開鎖
1972	昭和47年	5月 沖縄が日本へ復帰
1973	昭和48年	2月 移住者輸送最終船「にっぽん丸」が横浜を出航し、以降移住者輸送に航空機が利用される
1974	昭和49年	8月 海外移住と海外技術協力の2事業団が合併し国際協力事業団が発足
1980	昭和55年	本年、第1回汎アメリカン二世大会をメキシコのメキシコ・シティで開催
1981	昭和56年	7月 合衆国連邦議会が戦時民間人転住と収容に関する公聴会を各地で開催
1988	昭和63年	8月 合衆国連邦議会が「戦時日系人抑留補償法」を制定し大統領が署名 9月 カナダ政府が戦時中の日系人抑留の不当性を認める
1990	平成2年	6月 日本政府が出入国管理及び難民認定法を改正し日系人の日本における就労を緩和
1991	平成3年	8月 東京に日系人雇用サービスセンターが開設される
1992	平成4年	10月 日本政府労働省がブラジル・サンパウロに日伯雇用サービスセンターを開設
1999	平成11年	6月 ヘルムおよびボリビア日系社会が移住100周年を祝う

(阪田 安雄)

第二章

われら新世界
に参加す

Tommy's Oil



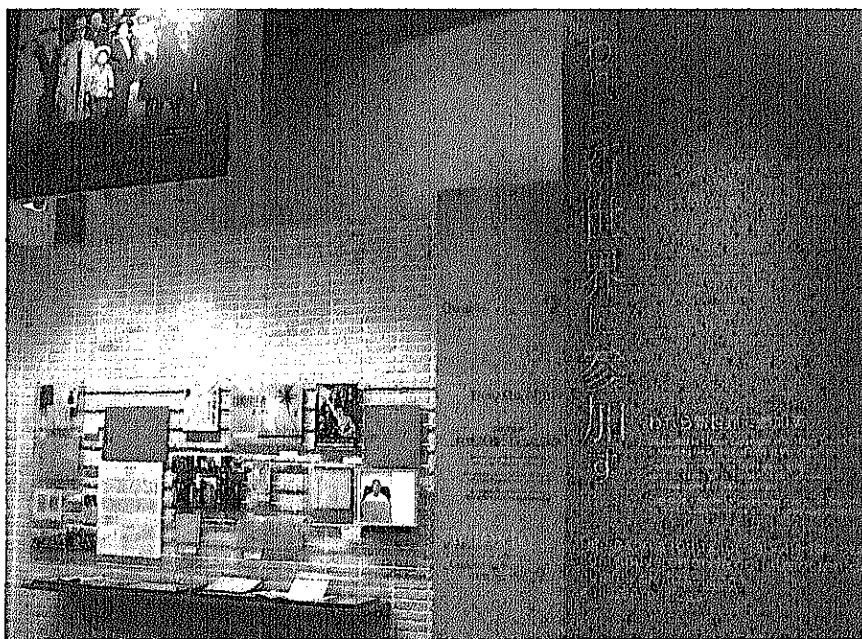
日本人海外移住の文明史的意義

「われら新世界に参加す」という表現は、1978年6月、サンパウロで開催されたブラジル移住70周年国際シンポジウムの基調講演につけられた演題である。命名者は当時の国立民族学博物館長、梅棹忠夫氏である。

梅棹氏は、ブラジルにおけるドイツ移民150年記念の基本理念として掲げられたテーマ「われらはこの地を信じてきた」に対し、日本移民の文明史的意味を問い、「われら新世界に参加す」という発想を得た。日本人移住者は新世界のお客でもなければ侵入者でもない。むしろ、新しい文明の形成に重要な役割を果たした参加者である、と。日本移民を開拓者の集団あるいは出稼ぎ人の集団であるとする通念や、人へらし政策の犠牲となった「棄民」であるという認識とは別の視角から、すなわち大きな人類史の中で日本人移住者とは何であったかを総体として問題にし、文明形成への参加者として位置づけたのである。

「われら新世界に参加す」はブラジル日本移民史料館のテーマでもあるが、本館の基本理念としても採用されている。たしかに新世界を広く見渡すと、日本移民の置かれた状況は北米と南米ではかなり異なっている。また、時代によっても、たとえば戦前・戦中・戦後と分けてみても、移住先の社会による日本人や日系人への態度は大きく変遷している。しかし、開拓の苦難や人種的差別、あるいは強制収容や内部抗争にもかかわらず、日本人が個人や家族として、さらには社会集団を形成して、なりわい(生業)や教育・文化をとおして文明形成に一役かってきた事実は厳然として存在する。

そこでわれわれとしては、現地の文明形成に参加した日本人とはどのような人びとであり、なぜ移住を決意し、どんなところに住み、いかなる貢献をしたのかを問うてみる必要がある。それをかんがえるために、各展示コーナーの副題は疑問形になっているのである。(中牧 弘允)



35. われら新世界に参加すコーナー展示風景

第二章 われら新世界に参加す

移住の背景—なぜ海外へ行ったのか

故郷を離れるきっかけ

日本人が海外出稼ぎあるいは移住を決心するようになった動機や理由は、個人、時代、それに地域によって大きく異なっている。ハワイあるいはアメリカ出稼ぎがはじまった1880年代後半から1890年代前半では、海外の出稼地で得られる高賃金、または有利な労働条件などを書き記す、親族、友人からの手紙による、いわゆる「口伝え」が、海外出稼ぎを決心する重要な理由となっていた。その他、地方新聞に掲載された、その地方出身者の海外出稼地での成功物語、あるいは故郷に錦を飾って帰国した成功者の建てた洋風の家などは、若者たちを奮立たせた理由となった。（阪田 安雄）



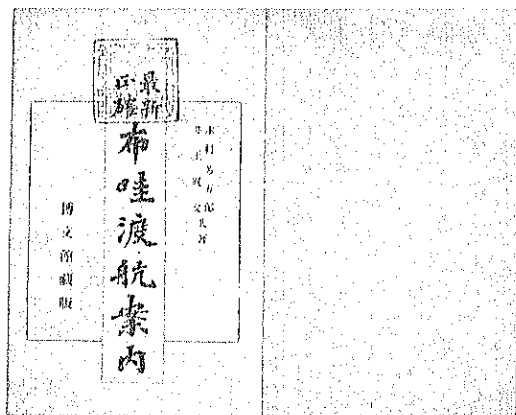
36. 移住奨励ポスター 大正末 複製



37. 移住奨励新聞広告 1934年 複製



38. 移住奨励ポスター 1963~1964年 複製



39. 「布哇渡航案内」1904年 複製
この時期に「渡航案内」は数多く出版されたが、ハワイへの渡航希望者だけを対象とする「ハワイ渡航案内」の数は比較的少なかった。これはその一つである



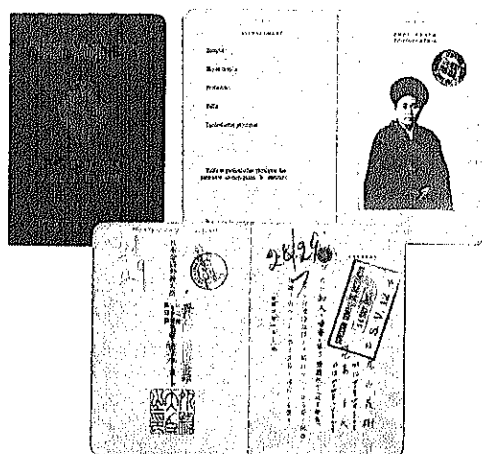
40. 移住地案内 1966年
ブラジル パラー州トメアスー

呼び寄せ

移民県、たとえば広島県などから、北アメリカや南アメリカへ移住の流れが途絶えることなく継続した重要な要因は、「呼び寄せ」といわれる現象である。これらの地域から最初にハワイ諸島や合衆国本土西海岸へ出稼ぎに赴いた人たちは、ほとんどが若い独身男性であり、海外で稼いで蓄えた金を、郷里で待っている家族へ送り、彼らの生活を潤わせる努力をした。『広島県統計書』などに報告されている統計は、これら海外からの送金が、家族の借金の返済だけに使われたのではなく、送金総額の4分の1は日本で貯蓄され、他の4分の1は、子弟の教育を含む家族の生活改善の目的に使用されていたことを明示している。さらに、故国日本への帰国を延期して、ハワイや合衆国西海岸で借地農業などをはじめ、出稼地に生活基盤を築く決心を固めた出稼人たちは、日本に残してきた親族を呼び寄せて家族として協力することを試みた。

これら「呼び寄せ」の対象となった親族は、多くの場合、送金の恩恵により送金者より高い教育を日本で受けていたこと、たとえば多くが中学校を卒業していたことが、ハワイや合衆国などでの日本人移民社会の建設や発展に貢献することになった。南アメリカ諸国での日本人移住社会の経済的、文化的、ならびに政治的発展にも、「呼び寄せ」は不可欠な要因であったことはいうまでもない。

(阪田 安雄)

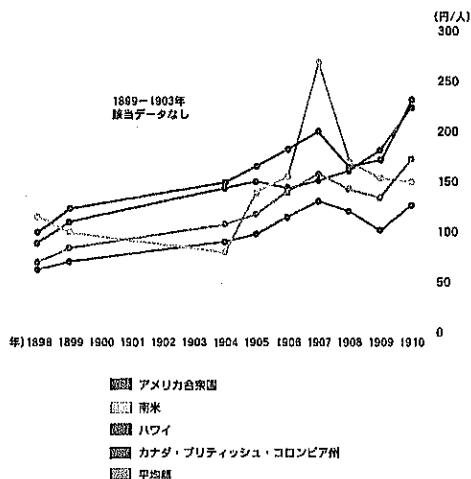


41. 呼び寄せ渡航の際に発行されたパスポート

故郷への送金

ハワイへ赴いた「官約移民」が故郷へ送金した総額がどれくらいになるかに関する統計は残されていないが、『広島県統計書』などに報告されている同県出身の海外出稼者の故郷への年間送金額から推定すると非常な額にのぼることがわかる。また、海外出稼者一人あたりの年間送金額も年々増加している。

1898年から1910年の13年間に、広島県出身の海外出稼者の年間平均送金額は、1898年に約70円であったのが、1910年にはほぼ2.5倍の175円に上昇している。この期間の大工、左官などの「熟練職人」の一年間の平均収入は1898年に約110円、5年後の1903年には約170円、10年後の1908年には約200円であった。農村出身の20歳代後半の若者が、1908年には1年に一人当たり平均して175円を郷里に送金しており、さらに同年に帰国した出稼者は、一人当たり800円強の稼ぎ貯めた金を持ち帰っていることが『広島県統計書』に報告されている。海外出稼者の送金及び預金が、出身県や出身村にもたらした恩恵は非常に大きいと評価せざるをえない。(阪田 安雄)



42. 広島県出身者の主な出稼地域と送金額 (1898~1910年)
阪田 安雄氏作成データ (『広島県統計年鑑』より) に基づく

移住の道のり—どうやって行ったのか

外航旅館（移民宿）

1890年代や1900年代には、日本人が海外出稼ぎや移住を実行するに当たって、横浜、神戸、長崎の波止場周辺にあった外航旅館、いわゆる「移民宿」は、出稼者や移住者が船に乗り込む前に数日宿泊するためだけの「宿泊所」以上の役割を果たしていた。「移民宿」は、「移民^{あつせん}斡旋所」が設立される前に、その役割を代行した海外移住者にとってなくてはならない施設であったといえよう。海外出稼者や移住者のほとんどは、「お上りさん」同様の地方の農村出身者で、どうにか旅券や海外渡航許可証を地方官庁から下付された後も、日本を出発するにあたって必要な、渡航準備、乗船切符の手配、出航手続き、乗船前の検疫検査、必需品の購買などについては何も知らなかった。「移民宿」の番頭や手代たちは、そのような無知な渡航者にかわって、乗船切符の購買、船室の確保、出航日の確認、検疫検査についての説明、必需品の購買の手伝いなど、諸事万般に渡って面倒をみた。さらに望まれれば、渡航先での宿泊所や桂庵^{いげん}の紹介なども行なった。海外移住が軌道に乗りはじめた20世紀初頭では、地縁的なつながりで組織化された外航旅館のネットワークは、移住者の不安を除き、海外渡航の流れを円滑にする潤滑油^{じゆんかつゆ}の役目を果たすようになっていた。

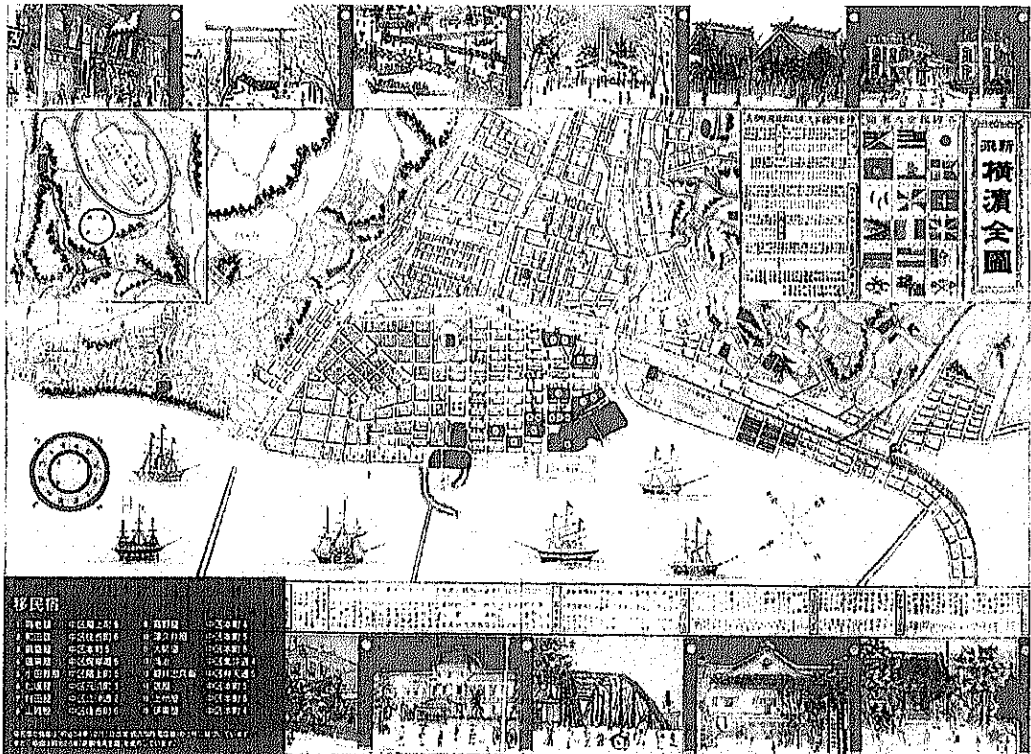
(阪田 安雄)



43. 関東大震災後仮建築で営業中の熊本屋旅館
1924年
熊本屋は大正初期に創業した。1980年まで
横浜で最後となるのれんを守り続けた



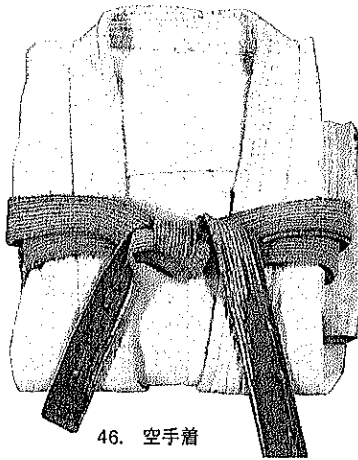
44. 関東大震災後新装された熊本屋旅館
1926年



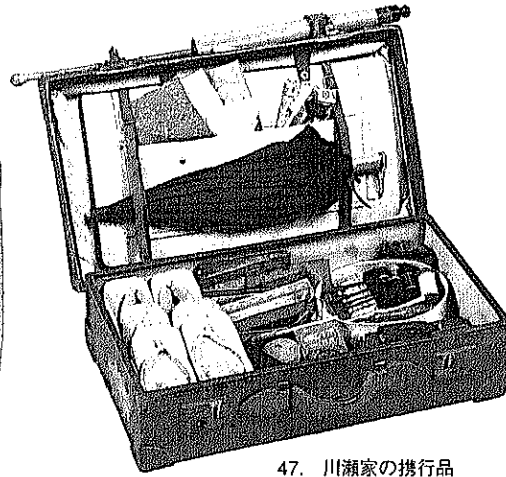
45. 横浜港周辺の移民宿 明治34年

移民の七つ道具

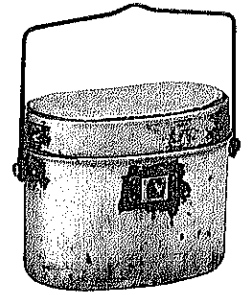
移民はパスポートや現金、洗面・化粧道具などの手荷物をはじめ、衣類・食料、食器・炊事道具などを柳行李やトランク、あるいは箱や袋につめて乗船した。風呂敷も重宝した。女性にとってはアクセサリーや裁縫用具が必需品だった。日本語や現地語の辞書、また渡航案内書や医薬品も欠かせなかった。入植者にとっては農機具や大工道具も大切な携帯品だった。謄写版は情報交換に役立った。娯楽のために将棋や花札を持ち込む者もいたが、ラジオやカメラは贅品の部類に属した。家族の写真や、天皇・皇后の御真影は象徴的に重要な意味をもち、神札やお守りの類、あるいは仏像や恵比須大黒の像を持参する人もいた。(中牧 弘允)



46. 空手着



47. 川瀬家の携行品



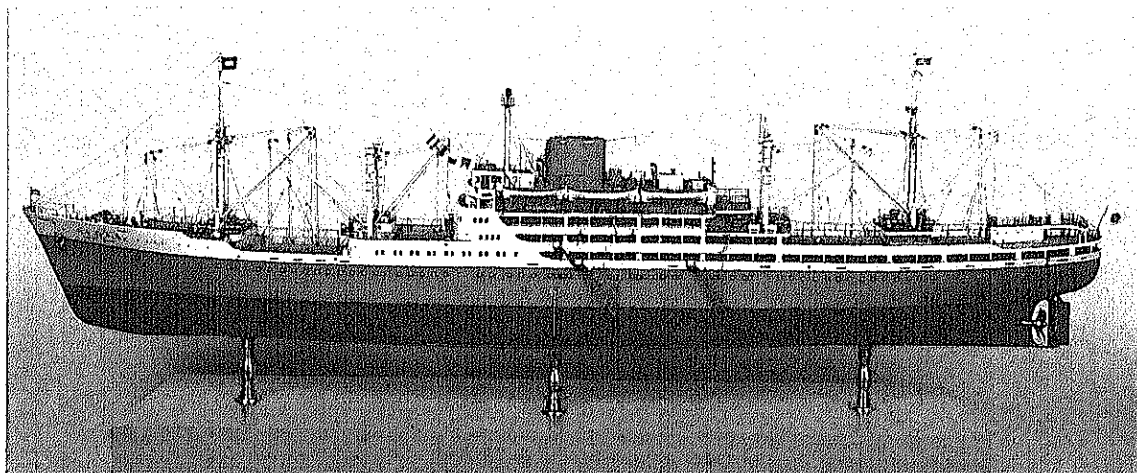
48. 飯ごう



49. 移民の七つ道具コーナー展示風景

移住者たちが渡航に携行した柳行李やスーツケース、木箱や茶箱を展示ケースとみなし、書類やお守り、書籍、生活必需品、大工道具、衣類、化粧品、娯楽品などの携行品を用途・種類別に展示している(城田 愛)

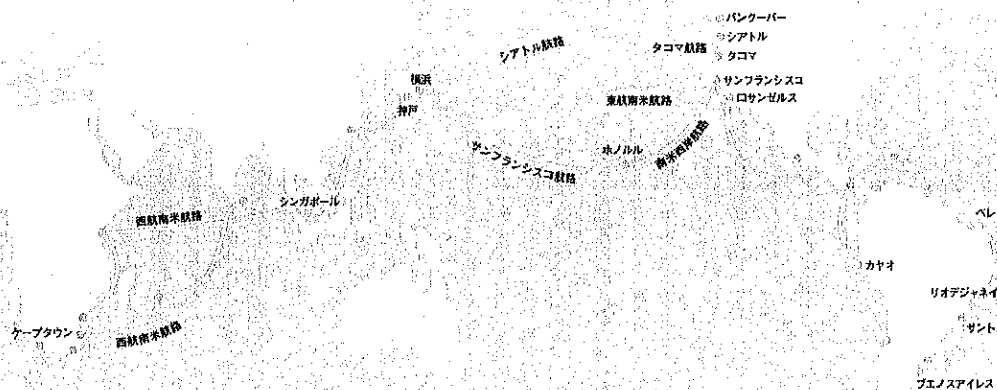
移民船とその航路



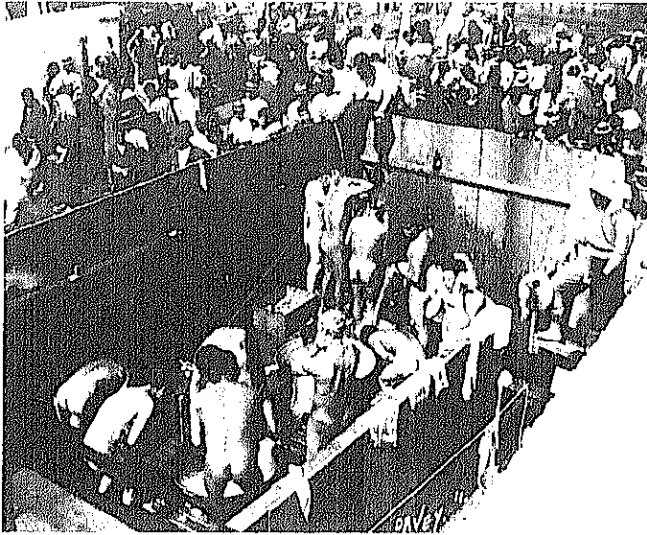
50. ぶらじる丸モデルシップ（1/100縮尺）商船三井蔵

この模型は、大阪商船の二代目ぶらじる丸である。1954年に完工し、同年7月、ブラジルへ移住者600余名を乗せて神戸から最初の航海についた。往路は横浜、ロサンゼルス経由でパナマ運河を通過して南米に向かった。復路も同様のルートだったが、後にサンフランシスコやホノルルを加えた。1万212トン。最高速力201ノット。客室の定員は1等12名、2等68名、3等902名。移民船としての最終航海は1971年であった

Journey to the Americas




51. 移民船航路図 山田迪生氏監修の原図より作成



52. 検疫所 1900年 ハワイ・ホノルル

HOTEL
HIROSHIMAYA
1632-1634 POST ST.,
San Francisco, Cal.



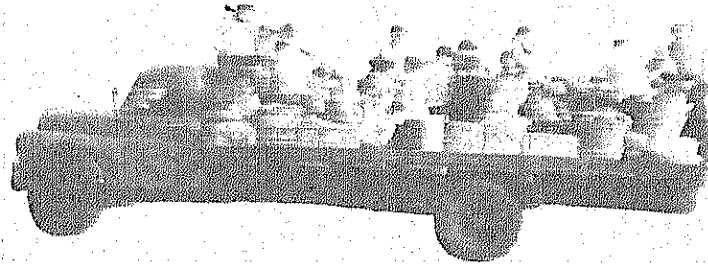
\$ 廣島屋ホテル
館主 榎原 岩吉

各埠船票即乗込の手前は最も迅速に取扱可申上候
日本行汽船切符他汽車汽船切符は大
 船券を以て御世話仕候。御通分次第早速御出申上候
 際時はターリ切或はターリ街の東果を取らラナ街にて下車僅か
 に二丁にて至極御便りに御掛候

妻君及び親族御呼寄の向きは前以て御通知密下候は下出来得る
 船中便に取付可申候五丁上陸に即して御問合せの事有之候は下早速御
波米上陸手續宜し御願切迅速に取扱申候

桑港ポスト街一六三二
 電話ウエスト九四四八 ホームニス三七七六

53. 渡航および上陸の手続きの手助けをする移民宿



54. 移住地へ向かう 1956年 パラグアイ イタプア県フラム

30

日本短波放送 毎週水曜・金曜夜8時-8時15分

50
19 **海外移住講座**



提供 監入 日本海外協会連合会

55. 日本短波放送のテキスト
1962年 日本海外協会連合会

移住先の風景 —どんなところへ行ったのか

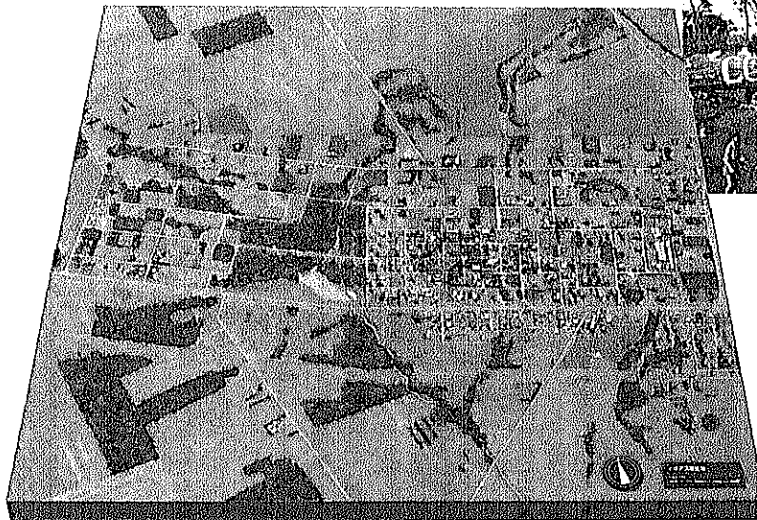
明治時代の官約移民はハワイのサトウキビ耕地に、20世紀前期のブラジル移民の多くはサンパウロ州のコーヒー農場に向けて旅立った。共通点は大規模農場の労働者として移住生活をはじめたことである。19世紀に奴隷制度が南北アメリカ大陸で次第に廃止されていくと、ヨーロッパやアジアから多数の移民が新大陸をめざして移動しはじめた。日本人もそうした歴史の流れに巻き込まれ、故郷を後にした。行き先はもっぱら大規模農場や未開の大地であった。初期移民は出稼ぎの農業従事者が圧倒的に多く、漁場や工場をめざしたり、商業や知的職業を夢見たりする人たちは少数派に属した。

ハワイや北米西海岸では、契約労働の後、町に出て商売や製造業に従事する人びとが跡を絶たなかった。また蓄財の後、農場の経営にのりだす者も少なくなかった。「呼び寄せ」で移住する者はそのため農村ばかりでなく、都市にも向かった。

かたや農業移住は、その後とくに南米では、契約労働から定住をめざす殖民農業へと変わっていった。人跡未踏の奥地を切り拓いたり、なじみのない熱帯農業にも挑んだ。サンパウロ州奥地のアリアンサ植民地は前者の一例で、「コーヒーより人をつくれ」を合い言葉に開拓にいそしんだ。後者の例としては高等拓殖学校生（高拓生）によるヴィラ・アマゾニアの開拓や、トメアスー植民地（旧アカラ植民地）のコショウ栽培があげられる。

戦後、移住が再開されると、ブラジルをはじめ、ドミニカ、ボリビア、パラグアイ、アルゼンチンなどにも日本人移住地が建設されていた。パラグアイのイグアス移住地もそのひとつで、1960年に海外移住事業団によって購入され、入植は1961年から始まった。

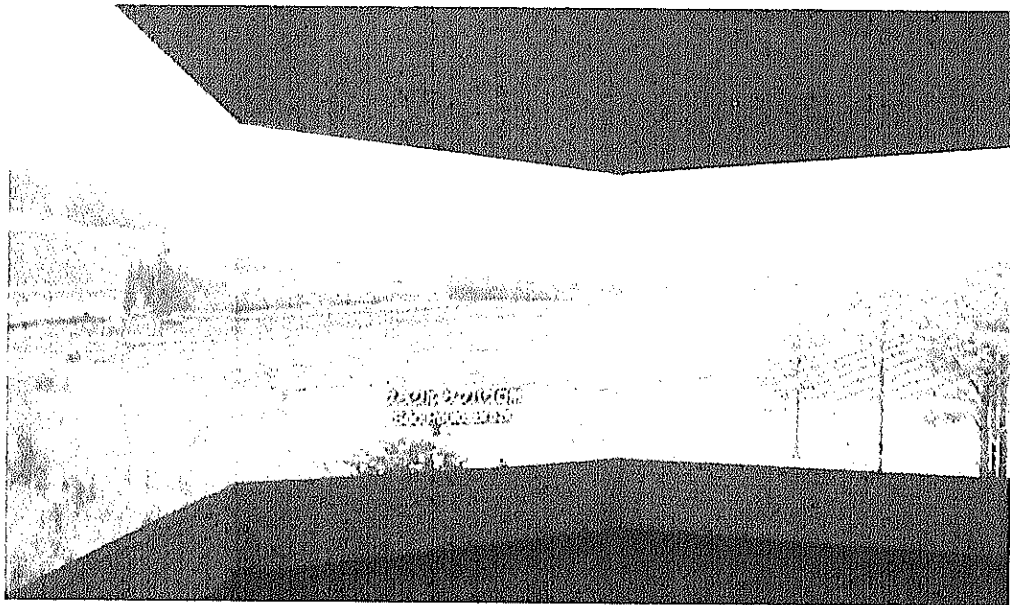
(中牧 弘允)



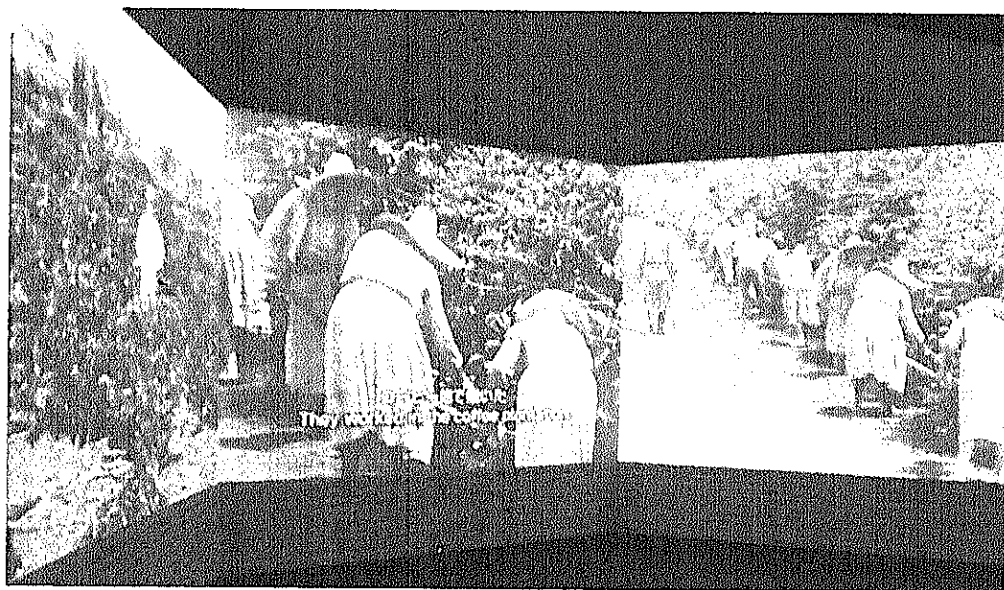
57 イグアス移住地模型 1/5000縮尺 2002年7月現在



56. 移住地の表示



58. 大型三面マルチ映像の一面面



59. 大型三面マルチ映像の一面面

◆情報展示としての大型マルチ画面システム

本展示システムでは大型マルチ画面システムを高いパフォーマンスで実現している。大型マルチ画面システムは臨場感にすぐれ、3Dでなくても相当程度の仮想体験が得られる。本展示では新世界における広大な大地や自然、農場等を表現して、観覧者のイメージを膨らませる支援となることを目標としている。

(山本 匡・福田 直毅)